



光コラボレーションの事業者変更とは

解説



西日本電信電話株式会社（NTT西日本）が光回線の卸売を開始し、卸売を受けた様々な光コラボレーション事業者（以下、光コラボ事業者）が、光回線を販売するようになって5年が経過しました。開始当初は、フレッツ光からコラボ光への「転用」や新規申し込みが中心でしたが、サービスの多様化も進み、光コラボ事業者を変更（乗り換え）したいとのニーズの高まりから、2019年7月1日から「事業者変更」が導入されました。

「事業者変更」の手続きでは、利用中の光コラボ事業者に事業者変更承諾番号を発行してもらい、有効期限内（発行した日から15日間）に変更先の光コラボ事業者に通知します。

「事業者変更」すると、利用中の光回線設備はそのままで新たな工事の必要もなく、同一電話番号（光電話で発番した番号を含む）を継続して利用する事が可能となります。また利用中の光コラボ事業者のコラボ光は解約となり、変更先の光コラボ事業者のコラボ光と新規契約を結ぶこととなります。

「事業者変更」の導入により、異なる光コラボ事業者への乗り換えを円滑に行うことが出来るようになりましたが、電話勧誘や訪問販売でのトラブルの相談も寄せられています。

「事業者変更」する際は、中途解約金の有無や契約内容等を十分に確認し、現在の契約内容と比べた上でよく検討しましょう。なお光回線の契約は、電気通信事業法の初期契約解除制度で、書面受領日から8日間は中途解約の違約金の負担なく契約解除が可能です。ただし、事務手数料や、工事が実施されていた場合は工事費、利用したサービス料金等は支払う必要があるため注意が必要です。トラブルにあった場合は早めに相談するようにしましょう。

相談専用電話 **6998-3600**

守口市消費生活センター（守口市役所内）

相談時間 午前9時00分～午後4時30分

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン 188（局番なし）